

「第7次美瑛町行政改革大綱」 町民コメントの実施について



～計画原案へのご意見をお寄せください～



美瑛町では、行政組織の効率化と経費の抑制を図るための行動計画となる「行政改革大綱」を平成3年度に策定し、令和2年度までの30年間、6次にわたる計画に基づき、限られた資源による公共サービスの効果的な提供等に取り組んできました。現在、第6次計画の期間満了に伴い、次の5年間の行動計画となる「第7次美瑛町行政改革大綱」について、策定作業を進めています。

このたび、第7次計画の原案がまとまりましたので、町民の皆さまへ公表し、ご意見をお寄せいただく「町民コメント」を次のとおり実施します。

- 1 案件名 「第7次美瑛町行政改革大綱」について
- 2 公表日 令和3年2月15日（月）
- 3 提出期限 令和3年3月12日（金）まで
- 4 素案の閲覧方法
美瑛町役場1階町民コーナーに設置してある備え付けの冊子か、美瑛町ホームページ（<https://town.biei.hokkaido.jp/>）をご覧ください。
- 5 ご意見の提出について
 - (1) 意見書の様式
町民コーナーに設置している様式または、美瑛町ホームページ上で公開されている様式を使用されるほか、任意の様式でも結構です。
（住所・氏名・電話番号・メールアドレス等を記載してください。）
 - (2) 意見書の提出方法
郵送、FAX、電子メール、町民コーナーに設置している意見提出箱への投函により提出してください。
 - (3) 提出・お問い合わせ先
〒071-0292 美瑛町本町4丁目6番1号
美瑛町役場総務課
電話：92-4316 FAX：92-4414
メールアドレス：soumu@town.biei.hokkaido.jp
 - (4) その他
お寄せいただいたご意見と町の検討結果は、取りまとめ後、ホームページ等での公表を予定しています。